

北九州空港エコエアポート推進部会規約

(名 称)

第1条 本部会は、北九州空港利用者利便向上協議会の専門部会として、北九州空港エコエアポート推進部会（以下「エコ部会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 エコ部会は、空港本体における環境負荷の低減並びに空港と地域の交流・活性化を推進することにより、空港及び空港周辺において、環境の保全及び良好な環境の創造を進める空港（以下「エコエアポート」という。）を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 エコ部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく施策の達成状況の評価
- (4) エコエアポートを推進するにあたって必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第4条 エコ部会は、別表に掲げる機関（以下「委員」という。）をもって構成する。

(会 長)

第5条 エコ部会長（以下「会長」という。）は北九州空港事務所長とする。

(部会)

第6条 エコ部会は必要に応じて会長が招集し主催する。

2. エコ部会の議決は多数決による。
3. 会長は必要があると認めた場合、委員以外の者にエコ部会への参加を求めることができる。

(空港環境部会の設置)

第7条 エコ部会を円滑に運営し、事業を効率的に推進するために空港環境部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 エコ部会の事務局は、北九州空港事務所管理課に置く。

2. 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、エコ部会の運営に関し必要な事項は、会長がさだめる。

(附 則)

この規約は、平成21年5月28日から適用する。

別表

北九州空港エコエアポート推進部会構成機関

九州運輸局 福岡運輸支局	
九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所	
門司税関	
福岡入国管理局北九州出張所	
厚生労働省福岡検疫所 門司検疫所支所	
農林水産省動物検疫所 門司支所	
農林水産省門司植物防疫所	
福岡県 企画・地域振興部空港整備課	
北九州市 空港企画室	
苅田町	
北九州商工会議所	
苅田商工会議所	
北九州空港振興協議会	
北九州エアターミナル(株)	
(株)日本航空インターナショナル	
(株)スターフライヤー	
全日本空輸(株)	
中国南方航空公司	
済州航空北九州支店	
(株)合人社計画研究所 北九州支店	
北九州空港連絡バス運営協議会	
北九州タクシー協会	
空港内レンタカー事業者	
大阪航空局 北九州空港事務所	